

議案第12号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例（平成17年多可町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和2年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町課設置条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町課設置条例（平成17年多可町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条「健康課」の次に「ふくし相談支援課」を加える。

第2条総務課の項中第11号を第12号とし、第4号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 村づくり事業に関すること。

第2条定住推進課の項中第4号の次に次の1号を加える。

（5） 少子化対策に関すること。

第2条福祉課の項中第6号を削り、健康課の項の次に次の1項を加える。

ふくし相談支援課

（1） 総合ケア・支援の推進に関すること。

（2） 地域包括支援センターに関すること。

第2条商工観光課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（多可町議会委員会条例の一部改正）

2 多可町議会委員会条例（平成17年多可町条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康課」の次に「、ふくし相談支援課」を加える。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課～生活安全課(略)</p> <p>健康課</p> <p>福祉課</p> <p>産業振興課～上下水道課(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 地域自治区及び地域協議会に関すること。</p> <p>(2) 地域局に関すること。</p> <p>(3) 区長会に関すること。</p> <p><u>(4) 情報政策及び電子計算業務に関すること。</u></p> <p><u>(5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(6) 選挙に関すること。</u></p> <p><u>(7) 統計調査に関すること。</u></p> <p><u>(8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</u></p> <p><u>(9) 文書及び法規に関すること。</u></p> <p><u>(10) 庁舎の整備及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(11) 他の課の所管に属しないこと。</u></p> <p>企画秘書課～生活安全課(略)</p> <p>定住推進課</p> <p>(1) 移住及び定住に関すること。</p> <p>(2) 公営住宅管理に関すること。</p> <p>(3) 住宅建築及び耐震に関すること。</p> <p>(4) 空き家に関すること。</p>	<p>(課等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、多可町に次の課を設置する。</p> <p>総務課～生活安全課(略)</p> <p>健康課</p> <p><u>ふくし相談支援課</u></p> <p>福祉課</p> <p>産業振興課～上下水道課(略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1) 地域自治区及び地域協議会に関すること。</p> <p>(2) 地域局に関すること。</p> <p>(3) 区長会に関すること。</p> <p><u>(4) 村づくり事業に関すること。</u></p> <p><u>(5) 情報政策及び電子計算業務に関すること。</u></p> <p><u>(6) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</u></p> <p><u>(7) 選挙に関すること。</u></p> <p><u>(8) 統計調査に関すること。</u></p> <p><u>(9) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。</u></p> <p><u>(10) 文書及び法規に関すること。</u></p> <p><u>(11) 庁舎の整備及び管理に関すること。</u></p> <p><u>(12) 他の課の所管に属しないこと。</u></p> <p>企画秘書課～生活安全課(略)</p> <p>定住推進課</p> <p>(1) 移住及び定住に関すること。</p> <p>(2) 公営住宅管理に関すること。</p> <p>(3) 住宅建築及び耐震に関すること。</p> <p>(4) 空き家に関すること。</p> <p><u>(5) 少子化対策に関すること。</u></p>

現 行	改 正
<p>生涯学習課～生活安全課（略）</p> <p>健康課</p> <p>(1) 衛生に関する事。事。</p> <p>(2) 健康づくりに関する事。事。</p> <p>(3) 母子保健に関する事。事。</p> <p>(4) 診療所に関する事。事。</p> <p>福祉課</p> <p>(1) 社会福祉に関する事。事。</p> <p>(2) 児童福祉に関する事。事。</p> <p>(3) 高齢者福祉に関する事。事。</p> <p>(4) 障がい者福祉に関する事。事。</p> <p>(5) 介護保険に関する事。事。</p> <p><u>(6) 地域包括支援センターに関する事。事。</u></p> <p>産業振興課（略）</p> <p>商工観光課</p> <p>(1) 商工業の振興及び観光交流の推進に関する事。事。</p> <p>(2) 特産品の開発に関する事。事。</p> <p>(3) 企業誘致に関する事。事。</p> <p><u>(4) 村づくり事業に関する事。事。</u></p> <p><u>(5) 杉原紙研究所に関する事。事。</u></p> <p><u>(6) 地域交流施設の管理運営に関する事。事。</u></p> <p><u>(7) 国際交流及び市町村交流に関する事。事。</u></p> <p>建設課～上下水道課（略）</p>	<p>生涯学習課～生活安全課（略）</p> <p>健康課</p> <p>(1) 衛生に関する事。事。</p> <p>(2) 健康づくりに関する事。事。</p> <p>(3) 母子保健に関する事。事。</p> <p>(4) 診療所に関する事。事。</p> <p><u>ふくし相談支援課</u></p> <p><u>(1) 総合ケア・支援の推進に関する事。事。</u></p> <p><u>(2) 地域包括支援センターに関する事。事。</u></p> <p>福祉課</p> <p>(1) 社会福祉に関する事。事。</p> <p>(2) 児童福祉に関する事。事。</p> <p>(3) 高齢者福祉に関する事。事。</p> <p>(4) 障がい者福祉に関する事。事。</p> <p>(5) 介護保険に関する事。事。</p> <p>産業振興課（略）</p> <p>商工観光課</p> <p>(1) 商工業の振興及び観光交流の推進に関する事。事。</p> <p>(2) 特産品の開発に関する事。事。</p> <p>(3) 企業誘致に関する事。事。</p> <p><u>(4) 杉原紙研究所に関する事。事。</u></p> <p><u>(5) 地域交流施設の管理運営に関する事。事。</u></p> <p><u>(6) 国際交流及び市町村交流に関する事。事。</u></p> <p>建設課～上下水道課（略）</p>

多可町議会委員会条例の新旧対照表

(附則第2項)

現 行	改 正
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人</p> <p>定住推進課、住民課、生活安全課、健康課、福祉課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活環境常任委員会 7人</p> <p>定住推進課、住民課、生活安全課、健康課、ふくし相談支援課、福祉課、産業振興課、商工観光課、建設課、上下水道課、農業委員会の所管に関する事務</p>